

院外処方に係る疑義照会簡素化プロトコル

【目的】

薬物療法管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さんへの薬学的ケアの充実および処方医や保険薬局での負担軽減を図る目的で「院外処方に係る疑義照会簡素化プロトコル」の運用を開始する。

【プロトコル実施にあたっての基本的留意事項】

- ・プロトコルに基づいて調剤を行う際は当院と保険薬局との間で合意書（別添）を交わすことを条件とする。
- ・プロトコルに基づいて調剤する場合でも安易な判断は避け、薬学的判断を加味したうえで妥当と判断される場合に保険薬局の責任の下で調剤を行うこと。判断に悩む場合は疑義照会を行うこと。
- ・変更にあたっては患者に十分な説明を行い同意を得ること。
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法・用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態、経済性等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は処方薬を後発品に変更できない。

【対象外薬剤】

- ・麻薬、抗がん剤（分子標的治療薬含む）、覚せい剤原料、眠剤等の向精神薬

疑義照会の不要例

1) 成分名が同一の銘柄変更（変更不可の処方を除く）

例 1 : ジャヌビア 50mg ⇒ グラクティブ 50mg

○先発薬間の変更可

○後発薬から先発薬の変更可（但し在庫が無い場合のみ）

○適応外使用にならないように留意すること。

2) 剤型の変更（剤型変更不可の場合を除く）

例 1 : ビオフェルミン錠 ⇒ ビオフェルミン散

例 2 : レミニール錠 4mg ⇒ レミニールOD錠 4mg

○必ず患者に説明（服用方法・価格など）後同意を得ること。

○用法・用量が変わらない場合のみ可

○安定性、溶解性、体内動態を考慮して行う。

○軟膏剤からクリーム剤、クリーム剤から軟膏剤の変更は不可。

3) 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例 1 : 20mg 錠 1 回 2 錠 ⇒ 40mg 1 回 1 錠

例 2 : ビソプロロール 2.5mg 錠 0.5 錠
⇒ ビソプロロール 0.625mg 錠 2 錠

例 3 : ワーファリン 1mg 錠 3.5 錠

⇒ ワーファリン 1mg 錠 3 錠 + 0.5mg 錠 1 錠

○必ず患者に説明（服用方法・価格など）後同意を得ること。

4) 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で1包化による向上が見込まれる」の理由により1包化調剤すること（抗悪性腫瘍剤、1包化不可薬剤を除く）

○上記以外の場合は問い合わせ

○ワーファリン等頻繁に用量調節を行う薬剤が含まれる場合は問い合わせ

○処方日数が異なる薬剤が含まれる場合は問い合わせ

○安定性データに留意する

5) 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること

例 1：ヒルドイドソフト軟膏 25g 4本⇒100g 1個

6) 上限を超えた湿布薬の処方に対して。

上限内に処方量調節

7) 調剤時の類似剤型への変更

（下記に上げる範囲内での変更可とする）

①錠剤（OD錠を含む）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤

②散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤

③液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤

○必ず患者に説明（服用方法・価格など）後同意を得ること。

8) 残薬調整による日数変更

○処方不要な薬剤があった場合は次回以降の処方抜けを防ぐために 1 日分処方を残すことが望ましい。

○患者希望もしくは著しく服用コンプライアンス不良による処方削除の場合は疑義照会を行うこと。

9) 薬歴等で抗菌剤が併用されていない場合のビオフェルミン R、ラックビーR からビオフェルミン、ラックビーN への変更

10) 患者の希望があった場合の消炎鎮痛外用貼付剤におけるパップ剤からテープ剤への変更、またはその逆（同一成分、同一枚数に限る）

11) ビスホスホネート製剤、メトトレキサート等週 1 回または月 1 回製剤が連日投与の他の処方薬と同時に処方されている場合の処方日数の適正化。

12) 「1 日おきに服用」や、「月・水・金に服用」等と記載された処方箋が連日投与の薬と同時に処方されている場合の処方日数の適正化。

13) 明らかに次回外来までの処方量が不足している場合の日数変更。

○必要最低限の日数に変更可とする。

14) インスリンおよび針の処方量が明らかに次回外来まで不足の場合の処方量の適正化。

15) 外用薬の用法が口頭で指示されている場合（処方箋上用法指示が空白または医師の指示通りの記載）の用法の追記

16) 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭で指示されている場合の用法の追加

17) 過去の疑義照会で確認が取れている漢方薬、プリンペラン、ナウゼリンなど用法が指定されている薬剤における指定以外の用法が記載されていた場合の用法の変更。(2回目以降は疑義照会なし)

例 1 : ナウゼリン錠 5mg 3 錠 1 日 3 回 毎食後 → 毎食前

例 2 : 牛車腎気丸 3 包 1 日 3 回 毎食後 → 毎食前

18) ビスホスホネート製剤（内服薬）の用法が「起床時」以外の場合に「起床時」へ変更すること

例 : ベネット錠 75 mg (月 1 回製剤) 1 錠 朝食後 → 起床時

尚、プロトコルに従った処方変更後、変更内容については、後日 FAX で変更内容についての報告をお願いします。